

さらなる取引適正化に向けた法律上の留意点

のぞみ総合法律事務所
弁護士 大東 泰雄
弁護士 堀場 真貴子

はじめに

自動車産業は幅広い裾野と階層を持ち、発注事業者と受注事業者が相互に支えられ成り立つ産業であるため、持続的な成長に向けて相互の理解と信頼を構築、連携し、サプライチェーン全体で付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要です。

そこで、一般社団法人日本自動車部品工業会（以下「部工会」といいます。）は、自動車産業における適正取引の促進と、適正取引のサプライチェーン全体への浸透のため、積極的な取組みを進めてきました。

そして、適正取引を促進するためには、最低限、適正取引との関係で最も重要な法令である、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）と下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を遵守する必要があります。

本書面においては、独占禁止法と下請法の概要を確認し、近時の動向を振り返った上で、具体的な場面で問題となり得る行為についてご説明いたします。

1. 自動車産業における取引適正化のために遵守すべき法令

(1) 独占禁止法（優越的地位の濫用）

独占禁止法は、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正当な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（以下「濫用行為」といいます。）を行うことを禁止しています（優越的地位の濫用）。

優越的地位とは、相手方との関係で相対的に優越した地位にあることをいい、相手方にとって取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような関係にあることをいいます。平易に表現するならば「相手に取引を切られると大いに困るため、相手から不当な要求を受けたとしても、応じるほかない」という関係を意味し、これに該当するか否かは、諸般の事情を総合的に勘案して実質的に判断されます。

濫用行為には、代金の減額、買ったたき、不当な返品、不当な経済上の利益の提供要請など、取引相手方に不合理な不利益を課す様々な行為が含まれます。

自動車産業においては、一般的に、発注者はサプライヤーに対して優越的地位に立つ場合が多いと考えられますので、下請法が適用されない取引においても、自らの行為が優越的地位の濫用行為に該当しないかに常に留意するという視点が重要になります。ま

た、サプライヤーとして発注者と交渉する場合は、発注者の行動が優越的地位の濫用に該当し得るのではないかという視点を持ち、独占禁止法を交渉の際の「武器」として活用することも考えられます。

(2) 下請法

下請法は、下請取引を公正にし、下請事業者の利益を保護するため、親事業者の義務を定め、下請事業者の利益を害する行為を禁止しています。

下請法は、資本金に関する要件と委託内容に関する要件の双方を満たす取引に限って、適用されます（例えば、資本金 3 億円超の部品メーカーが資本金 3 億円以下のサプライヤーに自動車部品の製造を委託するような場合に、適用されます。）。

下請法が適用される取引（以下「下請法対象取引」といいます。）においては、発注者である親事業者は、発注書の交付義務など 4 つの義務を果たす必要があるとともに、支払遅延、下請代金の減額、返品、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請など 11 の禁止行為を行わないよう、留意する必要があります。

(3) 下請中小企業振興法に基づく振興基準

振興基準とは、下請中小企業振興法に基づき、経済産業大臣が、下請中小企業の振興を図るため、親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を定めるものです¹。

振興基準は、違反した場合に当局から摘発されるという意味での法的強制力は持ちませんが、さらなる取引適正化を進める上では、独占禁止法・下請法とあわせて遵守することが求められます。特に、パートナーシップ構築宣言を行った企業においては、振興基準の遵守を対外的に宣言することとなりますので、いっそう真摯な取組みが必要です。

振興基準の内容は、発注内容を明確にすべきであること、情報化に向けて積極的に対応すべきであること、一方的な原価低減要請を止めるべきであること、何かには労務費が上昇した影響を反映させるべきであること、型取引の適正化に努めるべきであることなど、多岐にわたります。

2. 遵守すべき法令をめぐる近時の動向

(1) 公取委等による取締りの活発化

近時、取引の適正化に対する社会の注目度が増す中で、公取委等の監督官庁による取締りが活発化しています。

下請法違反に対する公正取引委員会の指導件数は、令和 4 年度に 8665 件と過去最高を記録し、令和 5 年度も変わらず 8268 件と高い水準を維持しています²。また、優越

¹ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240605.html>

的地位の濫用に該当するおそれがあるとして公正取引委員会が注意した事案も、令和 5 年度に 67 件と過去最高を記録しました³。

さらに、重大な下請法違反について公取委が勧告・社名公表に踏み切る事案は、従来は下請代金の減額事案が大半でしたが、近時は、下請代金の減額に加え、買ったたき、返品、不当な経済上の利益の提供要請（量産期間終了後の型の無償保管）など多岐にわたっています。

さらなる取引適正化に向けた対応は、待ったなしの状況とあってよいでしょう。

(2) コスト上昇分の転嫁円滑化に関する政府の断固たる姿勢

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが軒並み上昇している昨今の状況を政府が放置すれば、コスト増のしわ寄せが立場の弱い中小企業等に集中することが想定されます。

そこで、政府は、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることが重要であると考えており、令和 3 年 12 月 27 日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公取委が連名で、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」といいます）を公表しました。

そして、公取委は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組みの一環として、2022 年 1 月 26 日⁴及び 2024 年 5 月 27 日⁵に相次いで「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（以下「下請法運用基準」といいます。）を改正したほか、2022 年 2 月に公

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240528_syorijyokyo_betten.pdf

⁴ 2022 年 1 月 26 日改正の下請法運用基準は、以下の各方法で下請代金の額を定めることは買ったたきに該当するおそれがあるとし、下請事業者からの申し出がない場合においても、コスト上昇分の転嫁について明示的に協議を行うことを求めています。

【下請法運用基準第 4 の 5 (2) ウ及びエ】

ウ	労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
エ	労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

⁵ 2024 年 5 月 27 日改正の下請法運用基準は、「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うものとしており、公表資料をベースとしてコスト上昇分の転嫁に係る対応を行うことを求めています。

取委ウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」を改定し⁶、2023年11月には内閣官房と共に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費指針」といいます。）を策定・公表するなど、矢継ぎ早に、コスト上昇分の転嫁円滑化に向けた対策をとっています。

これにより、継続的な発注においては、サプライヤーからの要請があるか否かにかかわらず、発注者側から積極的に声をかけて、価格交渉の場を定期的に（目安：少なくとも1年に1回程度）設定し、明示的にコスト上昇分の価格転嫁について協議を実施することが求められるようになりました。

さらに、公取委は、コスト上昇分の転嫁をめぐる協議の進捗状況等を確認するため、優越的地位の濫用に関する緊急調査（2022年6月3日開始、同年12月27日結果公表）、令和5年度「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（2023年5月30日開始、同年12月27日結果公表、2024年3月15日社名公表）を実施したほか、「令和6年度 価格転嫁の取組に関する特別調査」を実施中です。これらの調査の結果、価格転嫁に向けた取組みが不十分と判断された企業は、社名公表されており、残念ながら、その中には自動車部品メーカーも含まれていません。

コスト上昇分の転嫁に向けた取組みは、近時の最重要課題といえるでしょう。

3. 取引適正化のため特に留意すべき点

(1) 発注時に決定した代金を後から減額しないこと（下請代金の減額）

【ポイント】

- ・ 下請法対象取引において、発注時に決定した下請代金を後から減額することは、下請事業者との書面による合意があっても、形式的判断により違法とされ、社名が公表されることがあります。
- ・ 下請法対象外取引においても、事後的な減額は原則として濫用行為に当たります。
- ・ 特に、①発注金額から「割戻金」その他何らかの名目で金銭を差し引く行為、②原価低減後の新単価を遡及適用する行為にご注意ください。

ア 下請法対象取引について

下請法は、不良品の納品など下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金を後から減額することを禁止しています（下請代金の減額の禁止）。

⁶ 公取委ウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」Q20において、優越的地位の濫用についても、2024年5月27日改正の下請法運用基準と全く同様の解釈が示されました。

下請代金の減額は、特に重大な下請法違反と考えられており、公取委による勧告・社名公表の対象となるケースが多くみられます。残念ながら、自動車メーカーや自動車部品メーカーにおいても、複数の勧告・社名公表事例がみられるところです。

下請代金の減額に関して最も注意が必要なのは、下請事業者と書面（契約書、覚書、合意書等）による合意があったとしても、形式的な判断により違法とされるという点です。このことを知識として知っておかなければ、いくら日頃からサプライヤーをパートナーとして尊重する姿勢を持っていたとしても、気づかないうちに下請法に違反してしまい、社名公表されるということになりかねません。

特に、以下の2つのパターンは、自動車業界での社名公表事例もみられる典型的な違反事例ですので、絶対に行わないようご注意ください。

<特に留意すべきパターン>

<①何らかの名目で金銭を差し引く行為>

- ✓ 発注書に100万円と記載されているにもかかわらず、下請事業者との合意書に基づき、「割戻金」(※)等として3%を差し引き、97万円のみを振り込むような行為。

※名目のいかんを問いません。自動車業界の違反事例としては、「割戻金」、「一時金」、「原低」、「特別費用」、「屑費」等の名目で金銭を差し引いた例があります。

<②原価低減後の新単価を遡及適用する行為>

- ✓ 4月1日から新単価適用という想定で原価低減交渉を行っていたところ、交渉が長引き、妥結が5月10日になったため、下請事業者との合意に基づき、4月1日から5月10日までの発注分についても、原価低減後の新単価を遡及適用するような行為。

イ 下請法対象外取引について

下請法対象取引とは異なり、形式的な判断により直ちに違法とされることはありません。

しかし、サプライヤーの責に帰すべき理由がないのに、発注時に決定した代金を事後的に減額することは、原則として優越的地位の濫用行為に該当します。

対価を減額するための要請が対価に係る交渉の一環として行われ、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合には、例外的に濫用行為に該当しないとされていますが、このような場合にも、サプライヤーと密な協議を行って真摯な合意を形成するよう努め、交渉経緯を記録化しておくことが重要です。

(2) 協議・合意した適正な金額で発注すること（買ったたき）

【ポイント】

- ・ 買ったたきは、下請法違反であるとともに、典型的な濫用行為でもあります。
- ・ 買ったたきにならないようにするには、十分な協議を行うことがポイントとなります。
- ・ 労務費等が上昇している昨今の状況に照らし、サプライヤーから値上げの申入れがない場合であっても、発注者の側からサプライヤーに働きかけ、明示的にコスト上昇分の転嫁に関する協議の場を設けることが求められています。

ア 原価低減要請や価格交渉においてはサプライヤーとの協議が重要であること

下請法は、親事業者が、下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対し、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることを禁止しています（買ったたきの禁止）。また、このような買ったたきは、濫用行為にも該当します。したがって、下請法対象取引と下請法対象外取引のいずれにおいても、買ったたきを行わないよう、同等の注意が必要です。

買ったたきに該当するか否かは、①価格の安さと、②サプライヤーとの交渉プロセスの密度によって判断されます。パートナーであるサプライヤーの納得感を得るとともに、公取委等から疑いを持たれないようにするためには、十分な協議を行って交渉プロセスの密度を高め、協議の経過を記録化しておくことが重要です。

逆に、以下のように一方的に下請代金の額を定めることは、下請法運用基準において、買ったたきに該当するおそれがあるとされています。

<買ったたきに該当するおそれがある例>

- ・ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。
- ・ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
- ・ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること

イ 発注者の側から明示的にコスト上昇分の転嫁に関する協議を持ち掛ける必要があること

前述のとおり、公取委が、転嫁円滑化施策パッケージの一環として、下請法運用基準の改正や労務費指針の策定・公表を行った結果、継続的な発注においては、サプライヤーからの要請があるか否かにかかわらず、発注者側から積極的に声をかけて、価

格交渉の場を定期的に（目安：少なくとも1年に1回程度）設定し、明示的にコスト上昇分の価格転嫁について協議を実施することが求められています。

サプライヤーからの値上げ要請がない場合においても、定期的な価格協議の場を利用したり、価格協議を呼び掛ける文書を発出したりすることで、発注者の側から能動的に価格協議の場を設定し、労務費指針に沿った協議を行う必要があります。

(3) 経済上の利益を無償提供させないこと（不当な経済上の利益の提供要請）

【ポイント】

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請は、下請法違反であるとともに、典型的な濫用行為でもあります。
- ・ 手数料等の名目で、提供させる金銭の算出根拠及び使途が明確でない金銭を提供させるようなことは、避ける必要があります。
- ・ 近時、量産期間終了後にサプライヤーに型を無償で保管させているケースが大きく問題視されており、公取委による勧告・社名公表事例が増えています。振興基準や経産省の型取引報告書に従い、型管理の適正化を進めることが必要です。

下請法は、親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止しています（不当な経済上の利益の提供要請）。また、不当に経済上の利益の提供を要請することは、濫用行為にも該当します。したがって、下請法対象取引と下請法対象外取引のいずれにおいても、不当な経済上の利益の提供要請を行わないよう、同等の注意が必要です。

不当な経済上の利益の提供要請には、発注内容に含まれない知的財産権・図面・労務等は無償で提供させること、自社が必要とする費用を確保するための協賛金提供を求めることなど、様々なものが該当します。自動車産業においては、下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び使途について明確にせず、「手数料」として金銭を提供させていたとして、自動車メーカーが公取委から勧告を受け、社名公表された事例がありました。

また、近時、自動車産業において特に問題となっているのが、量産期間終了後の型の無償保管です。この点、下請法運用基準は、「違反事例」として、以下の事例を挙げています。下請法違反として公取委から勧告を受け、社名公表される事例も複数現れていますので、サプライヤーに対し、このように量産期間終了後の型の無償保管をさせることのないよう、十分にご留意ください。

<下請法運用基準>

7 不当な経済上の利益の提供要請

<製造委託、修理委託における違反行為事例>

7-5 型・治具の無償保管要請

(1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

(2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

さらに、型取引の適正化に関する課題は、量産期間終了後の型の無償保管に止まりません。

近年、国内の生産活動の縮小を背景として、金型の出荷額が減少傾向となる中、型の廃棄、保管費用の負担等の課題が顕在化してきていることを受け、経済産業省は、2019年12月、「型取引の適正化推進協議会報告書」（以下「型取引報告書」といいます。）⁷を公表し、型取引の適正化に向けた5つの課題ごとに、基本的な考え方及び基本原則を明らかにしました。

そして、振興基準においても、型取引報告書に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型に係る取引を行うものとされていることから⁸、振興基準を遵守するためには、型取引報告書に沿った対応を行う必要があります。

型取引報告書の内容は多岐にわたりますが、自動車産業における型取引の適正化に当たって留意すべき要点は、以下のとおりです⁹。

<型取引報告書の要点>

①型に関する取引条件の曖昧さ（課題1）

基本原則 取決め事項の事前協議と書面化の徹底

⁷ <https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/200227tekiseika04.pdf>

⁸ 振興基準第4・5（1）

⁹ 型取引報告書の要点については、自工会・部工会のリーフレット「自動車産業における型取引の適正化に向けて 型取引の適正化推進協議会報告書の要点解説」

（https://www.jama.or.jp/library/publish/pdf/katatorihiki_2019_12.pdf）もご参照ください。

- ・ 発注側企業は、部品の取引を開始する際、型の取扱いを決定し、決定内容を書面化すること。
- ・ 事後的に部品に対する指示をする場合も、両者の合意の上、必ず書面で指示を行うこと。

②受注側企業による型代金の資金繰り負担（課題2）

基本原則 資金繰りに課題のある企業に対する一括払いや支払い時期の前倒し

- ・ 型代金、型製作相当費の支払方法及び支払期日を、事前に協議して定めること。
- ・ 資金繰りの課題を抱えている受注側企業に対しては、要望に応じて、一括払いや前払いなど、製作工程に合わせてできるだけ早期に支払うこと。

③適正対価を伴わない受注側企業による型の長期保管（類型3）

基本原則 不要な型の廃棄

- ・ あらかじめ受注側企業と協議し、型に係る廃棄の取扱いを定めること。
- ・ 当該取扱いに則り、受注側企業からの申請・要請・問い合わせ等があれば、速やかに型の廃棄の可否について判断し、書面で通知すること。
- ・ 発注側企業は製品の廃番通知の情報共有を徹底し、受注側企業も、保管する型と製品の関連付けを整理し、型台帳の整備や保管場所の整理を行うこと。

基本原則 発注側企業による型の保管に要する費用の支払い

- ・ 発注側企業が保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払うこと。
- ・ とりわけ、量産終了後に保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払うこと。
- ・ 型の廃棄に当たり、部品の残置生産を指示する場合は、必要な費用（製品代金、製品の保管費用等）を支払うこと。

④型の廃棄・返却、保管費用項目の目安の不存在

基本原則 ○量産期間から補給期間への移行を明確化

○型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

○量産終了から一定年数経過後の型の背景を前提とした協議

- ・ 不要な型の廃棄に当たり、自動車産業においては、以下の目安を踏まえた手続を実施すること（詳細は「自動車関連産業分野における目安」参照）。
 - ✓ 自動車メーカーは量産終了の連絡を遅滞なく行い、部品メーカーはこれを速やかに取引先に展開すること。
 - ✓ 型の廃棄保管に関する定期的な協議・連絡を行うこと。
 - ✓ 量産終了から遅くとも15年（自動車産業の目安）を経過した製品に係る型は、廃棄を前提に当事者間で協議すること。

基本原則 型の保管費用に関する協議

- ・ 「型保管費用算出項目」を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

⑤型の製作技術・ノウハウの流出

- 秘密保持契約を含めた取決めを书面化
 - 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
- ・ 型について、発注側企業・受注側企業・金型製作企業等の間で、秘密保持契約を含めた型の図面やデータに関する取決めを书面化すること。
- ・ 発注側企業が、図面やデータが必要な場合には、適正な対価を支払うこと

4. 結語

以上に述べた点を踏まえて、下請法及び独占禁止法（優越的地位の濫用規制）を遵守することは、適正取引を促進するために最低限必要なものであるといえます。サプライチェーン全体でパートナーシップを構築し、さらなる適正取引を促進していくことが望ましいといえるでしょう。

以上

